

総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第63号 令和8年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中 2款 総務費 5款 労働費 9款 消防費 10款 教育費	1項 総務管理費 全部 全部 1項 教育総務費 ～ 3項 中学校費 5項 社会教育費 6項 保健体育費	6目、9目を除く 17目を除く 3目を除く
11款 災害復旧費 第2条 債務負担行為の補正	1項 災害復旧費	6目 学校給食センター業務委託料、新学校給食センター整備・運営事業

○歳入 第1条中の歳入予算の補正及び第3条地方債の補正

- 議案第68号 八戸市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第69号 八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第70号 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 八戸市防災行政無線設備等更新業務委託契約の締結について
- 議案第83号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
(令和7年度八戸市一般会計補正予算の処分)
- 議案第84号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
(令和8年度八戸市一般会計補正予算の処分)
- 議案第85号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
(八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分)

● 陳情提出者からの趣旨説明

令和8年陳情第1号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

● 陳情審査

令和8年陳情第1号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

● 委員派遣について

[総務協議会]

○ 所管事項の報告について

- ・ 八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）の概要について

八戸市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

行政手続法の一部改正に準じ、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞又は弁明の機会の付与に係る通知の方法について所要の改正をするためのもの

2 改正の内容

行政庁は、許認可の取消し、営業停止等の不利益処分を行おうとするときは、事前に処分の相手方に意見陳述の機会を与えるための手続（聴聞^{※1}又は弁明の機会の付与^{※2}）を行う必要があるとあり、その旨を書面で通知することになっている。

この場合、相手方の所在が判明しないときは、書面による通知にかえて公示送達を行うこととしており、現行の規定では、その方法を「書面の掲示」によるとしている。

改正案では、「公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置」（市ウェブサイト上に公示事項を掲載し、インターネットによる閲覧を可能とする措置を規則で定める予定）を必須とした上で、従来どおり「書面の掲示」を行う方法又は「パソコン等の画面での表示」のいずれかの措置をとることとする。

※1 聴聞とは、主に許認可等を取り消すなど、処分の相手方に重大な不利益処分をしようとするときに、当該相手方等が口頭で意見を述べる機会を保障する手続をいう。

※2 弁明の機会の付与とは、聴聞に該当しない事由の不利益処分をしようとするときに、書面による意見陳述の機会を与える手続をいう。

改正後	改正前
次の①及び②の双方の措置 ① 公示事項を規則で定める方法（市ウェブサイト上に公示事項を掲載）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く ② 次のア又はイのいずれか ア 公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示 イ 公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く	公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示

3 施行期日

公布の日

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正の理由

八戸市立南郷公民館において、利用者がエアコンを使用した際に、使用料を徴収できるようにするため使用料に冷房料を加えるものである。

2. 改正の内容

条例別表第2の3備考中、使用料を定める項目に「冷房料」を加える。

改正案	現行
別表第2（第10条関係） （表は略） 備考 1 暖房料、冷房料及び附属設備使用料は、教育委員会が定める額とする。 2～3 （略）	別表第2（第10条関係） （表は略） 備考 1 暖房料_____及び附属設備使用料は、教育委員会が定める額とする。 2～3 （略）

※参考

冷房料の予定 1台 1時間当たり 130円（他の地区公民館と同額）

3. 施行期日

令和8年7月1日

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する 条例の制定について

1. 改正の理由

史跡是川石器時代遺跡第 1 期整備事業により、八戸市縄文学習館を廃止することに伴い、関係条例の整理を行うためのものである。

2. 改正する条例

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例

3. 改正の内容

埋蔵文化財センターの名称及び位置、観覧料の条項から縄文学習館に関する事項を削除する。

4. 施行期日

令和 8 年 7 月 1 日

議案第85号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

処分（公布）年月日 令和8年3月31日

1 改正の理由

令和8年度税制改正における地方税法の一部改正によるものである。

2 改正の主な内容

《個人市民税》

- (1) 肉用牛の売却による農業所得について市民税所得割を免除する課税特例の適用期限を3年延長するもの

適用対象 年 度	改正前	改正後
	昭和57年度から令和9年度までの 各年度分の個人市民税	昭和57年度から令和12年度までの 各年度分の個人市民税

- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得[※]について税率を軽減する課税特例の適用期限を3年延長するもの

適用対象 年 度	改正前	改正後
	昭和63年度から令和8年度までの 各年度分の個人市民税	昭和63年度から令和11年度までの 各年度分の個人市民税

※ 譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超える土地等の資産を譲渡した場合の所得

《固定資産税》

- (3) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による固定資産税の減額措置について、その減額する割合及び本特例の適用を受けようとする場合の申告手続を定めるもの

対象資産	条例で定める減額割合
利便性等向上改修工事が行われた特別特定建築物 [※] (バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等)	1 / 3

※ 特別特定建築物とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物で、移動等の円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、老人ホーム、福祉ホームなど）

《軽自動車税》

- (4) 軽自動車税の環境性能割を廃止し、改正前の種別割を軽自動車税に名称変更するもの

区 分	改正前	改正後
	軽自動車税（環境性能割）※ ¹	廃止
	軽自動車税（種別割）※ ²	軽自動車税

※¹ 環境性能割は、三輪・四輪以上の軽自動車の取得者に対して、取得時に課税する軽自動車税

※² 種別割は、毎年4月1日時点の軽自動車等の所有者に対して、毎年度課税する軽自動車税

- (5) 電気軽自動車及び一定の環境性能基準を満たす天然ガス軽自動車に係る現行のグリーン化特例（軽課）※の適用期限を2年延長するもの

適用対象 車 両	改正前	改正後
	<u>令和8年3月31日までに</u> 初回車両番号指定を受けた車両	<u>令和10年3月31日までに</u> 初回車両番号指定を受けた車両

※ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車の税率を軽減する措置として、初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の税率を概ね75%軽減する制度

《その他》

条項ずれ、その他所要の改正を行う。

3 施行期日 令和8年4月1日

○総務常任委員会付託

番 号	令和8年陳情第1号	受理年月日	令和8年5月26日
件 名	公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情		
提 出 者	青森県八戸市大久保字鷹待場1-17 学校教育の中立性と透明性を守る青森県民の会 提出者代表 日向 貴寿 東京都文京区大塚5丁目1-17護国寺ロイヤルハイツ1階 共同提出者 前参議院議員 浜田 聡		
紹介議員			
要 旨			
<p>中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められます。中学校における平和教育及び修学旅行、校外学習は、その重要な役割を果たしています。</p> <p>平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがあります。いわゆる偏向教育との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的、多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。</p> <p>教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、または反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。</p> <p>本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行、校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。</p> <p>亡くなられた武石知華さんの御遺族は、事故当日の経過について、インターネット上で公表されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子どもを預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。</p> <p>さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いもつづられています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。</p> <p>文部科学省は、令和8年4月7日付で学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒、保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行、宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における</p>			

中立性等の調査を実施しました。

なお、辺野古移設反対を呼びかける辺野古基金の賛同団体として、日本教職員組合をはじめ、名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県合わせて300団体以上確認できます。自治体内でも教職員系団体及び中学校、高校の教員本人が、辺野古移設反対活動への寄付を呼びかけている実態はないのでしょうか。また、こうした反対活動を支援する教員が、教室内や校外学習において、生徒たちの平和学習を指導している可能性はないのでしょうか。

教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を、改めて確認する必要性を示すものです。

以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行、校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

【陳情項目】

1 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師、語り部、市民団体等の招聘または関与が、特定の政党、政治団体、政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的、多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

2 保護者への説明責任と修学旅行、校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行、校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

3 過去の修学旅行、平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会または学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。その上で、修学旅行、校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て、政治的中立性または安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

4 3に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

3により、該当またはその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加、賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。

公立中学校における平和教育及び校外学習の 政治的中立性と安全確保を求める陳情

1 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針について

(1) 教育の政治的中立性（根拠法）

①教育基本法第14条第2項

②義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法第3条

(2) 中学校学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 第2 内容

・学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について行う。

・C 主として集団や社会との関わりに関すること

〔国際理解、国際貢献〕

世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。

(3) 各中学校における主な授業内容

・国語科・道徳科：戦時下に生きた人々の様子を描いた教材を用いた授業

・社会科：写真や映像等の資料を用いた授業

2 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理の徹底について

(1) 保護者への説明責任について

・修学旅行や校外学習等の実施に当たり、参観日や学年集会等を活用し、目的や行程、活動内容等について保護者へ説明している。

(2) 修学旅行・校外学習の安全管理の徹底について

・訪問先や宿泊先については事前確認を行い、危険箇所や災害時の避難動線を把握するなど、安全管理体制の徹底を図りながら、児童生徒の安全確保に努めている。

(3) 今後の対応について

・事業者の安全管理体制や緊急時対応、引率体制の確認を一層徹底し、保護者へも丁寧な情報提供に努め、児童生徒の安全確保に努める。

3 過去の平和学習等の記録について

(1) 令和6年度の周知について

①令和7年度被爆体験伝承者等派遣事業の周知について

依頼元：国立広島原爆死没者追悼平和祈念館長

国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館長

(2) 令和7年度の周知について

①平和の語り部事業への協力依頼について

依頼元：厚生労働省社会・援護局援護企画課

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

②令和8年度被爆体験伝承者等派遣事業の周知について

依頼元：国立広島原爆死没者追悼平和祈念館長

国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館長

八戸市非常勤消防団等公務災害補償条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額を改定するためのものである。

2 改正内容

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を315,000円から33万円に引き上げる。

3 施行期日

公布の日

4 経過措置

- (1) 改正後の規定は、令和8年4月1日以後の支給すべき理由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた葬祭補償については、従前の例による。
- (2) 令和8年4月1日から施行日の前日までの間に旧条例の規定により支給された葬祭補償は、新条例の規定による葬祭補償の内払とみなす。